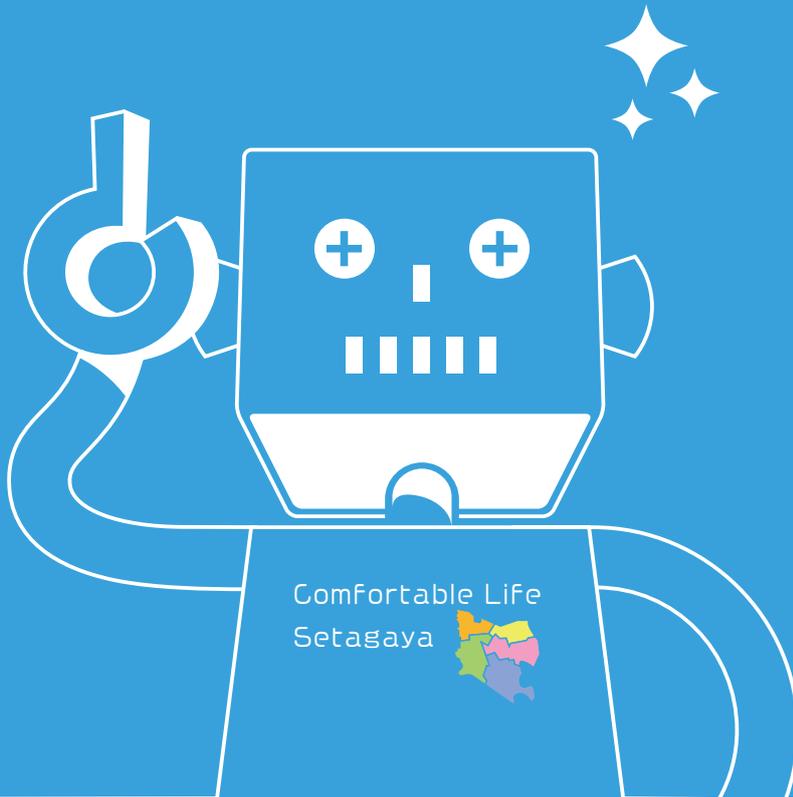


世田谷区
地域行政
のあゆみ



ComFortable Life
Setagaya



Q まちづくりセンターは
何をしているところですか？



まちづくりセンターは最も身近な拠点として、地域コミュニティの醸成や住民主体のまちづくり活動の支援を行っています。主な取組みとしては①まちづくり活動の促進②防災活動の支援③地域包括ケアの地区展開④暮らしの相談⑤地区の情報発信の5つがあります。

Q 総合支所は
何をしているところですか？

「くみん窓口」での行政手続等のサービス、まちづくり活動の支援や防災、保健福祉、街の整備など、さまざまな分野の行政サービスを総合的に行っています。また、地域課題の解決に向けて、まちづくりセンターの取組みをサポートし、地区・地域の特性を生かした地域づくりを推進しています。

Q そもそも地域行政の検討は
どのようにしてはじまったのですか？



世田谷区が地域行政の検討をはじめ昭和50年代の中頃、すでに世田谷区は80万人に近い人口を有しており、東京23区で最大の規模をもつ自治体でした。都市化がさらに進むにつれ、まちの整備、防災や地域福祉など、さまざまな課題が生じていました。そこで、地域の特性に沿ったまちづくりを展開するため、「区役所が住む人の近くに来る」という発想で、地域行政の検討がはじまりました。

検討のきっかけとなったのは昭和53年に策定された「世田谷区基本構想」です。昭和49年の地方自治法改正により、東京都の内部団体であった世田谷区の自治権が基本的に市並みとなり、区長公選制が復活しました^(※1)。昭和50年に区長選挙で選出された大場啓二氏(7期28年)のもと、世田谷区基本構想を策定します。

この基本構想に基づいて作成された「世田谷区基本計画」において、総合的な行政サービスを展開するとともに、区民のまちづくりを推進する機能を備えた「地域行政組織」を整備する、という文言が明記され、昭和54年に地域行政推進本部を設置することとしました。

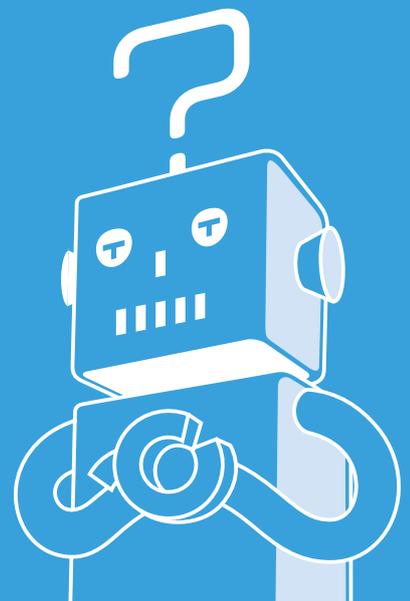
※1 昭和27年の地方自治法改正により、区長は公選制から都知事の同意を得て区議会が選任する議会専任制に改められ、特別区の自治権は大幅に制限されました。その後各区の自治権拡充運動が展開され、区長公選制が復活しました。

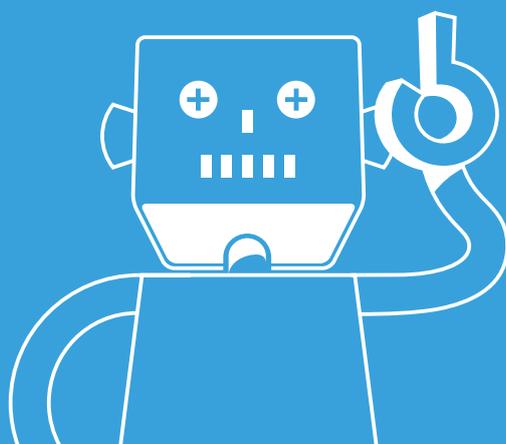
Q 地域行政がスタートしてからこの30年で、
区はどのような取組みをしてきたのでしょうか？

地域行政の3つの目的(①地域住民に密着した総合的サービスの展開、②地域の実態に即したまちづくりの展開、③区政への区民参加の促進)を実現するため、利便性、現地性、参加性、効率性を考慮し、三層構造の中でさまざまな事業を展開してきました。

たとえば地域包括ケアの地区展開や防災塾、身近なまちづくり推進協議会の活動や地区街づくり計画の策定など、身近な地域のニーズにあったきめ細やかな行政サービスを行っています。

また、コンビニエンスストアにおける証明書の交付サービスや各種料金の収納、一部窓口の土曜日開庁など、電算化による窓口サービスの利便性も向上しました。





地域行政に関する資料

世田谷区の地域行政のあゆみについてもっと詳しくお知りになりたい方は、ぜひご覧になってみてください。
いずれも区役所の「区政情報センター」で閲覧できます。

- 「世田谷まちづくりの記録 4 せたがやー地域行政のあゆみ」平成5年3月
- 「地域行政のあり方」(第1部)地域行政検討プロジェクトチーム報告書 昭和56年3月
- 「地域行政基本計画案」(第2部)地域行政検討プロジェクトチーム報告書 昭和56年3月
- 「附属資料」(第3部)地域行政検討プロジェクトチーム報告書 昭和56年3月
- 「地域行政のあり方」(要約版)地域行政検討プロジェクトチーム報告書 昭和56年3月
- 「地域行政資料集」地域行政推進部 昭和55年9月
- 「世田谷区来庁者アンケート集」地域行政推進部 昭和55年8月

地域行政に関する最新の資料は、区ホームページで公開しています。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/003/index.html>



令和3年11月

編集・発行／せたがや自治政策研究所(世田谷区政策経営部政策研究・調査課)

イラスト・デザイン／株式会社 ドゥ・アーバン